

政策効果分析レポート No.14

海外諸国における抜本的税制改革の事例について(要約)(案)

本レポートでは、抜本的な税制改革の海外諸国における事例として、1980 年代の米国レーガン政権期の税制改革及び 91 年のスウェーデンの税制改革を取り上げ、その意義や経済効果、評価等について検証を行った。

1 「抜本的」税制改革とは

単に税制の改正内容が相対的に大幅であるということではなく、理念及び理論をその基礎に持ち、包括的かつ全体として整合性を有し、中長期的な観点を踏まえた税制体系の構築のための改革であることが必要。

…米国レーガン政権期(81 年、86 年)、スウェーデン(91 年)(図表 A)。

図表 A 米国・スウェーデン税制改革の概要

国名 実施年	アメリカ		スウェーデン
	81年	86年	91年
改革の背景	スタグフレーションによる経済の疲弊 歳出の増大と納税者の重税感	税負担の不公平感の増大 資源配分への歪み	高い限界税率への批判 租税裁定行動の横行
政策全体での位置付け	歳出削減、規制緩和、通貨供給量の抑制と併せた「レーガノミックス」	ドル安誘導政策と、国際競争力の回復策、「双子の赤字」解消努力	地方分権、行政・予算改革、年金改革と併せた、公的部門の縮小と民間部門の成長力維持
改革の理念・原則	経済の供給サイドを政策的に強化し、経済成長を目指すサプライサイド経済学に基づく税制の構築	「公平・簡素・経済成長」を目指した中立的な税制の構築	「公平、統一性、簡素、中立」の原則に基づく効率的で歪みの少ない税制の構築
改革の内容	税率の引下げと多くの政策減税措置による大規模減税	課税ベース拡大と税率引下げ 税収中立	課税ベース拡大と税率引下げ 二元的所得税の導入
	個人所得税 所得税最高税率 70 50% 課税最低限 3,200 3,670\$ 共稼ぎ控除導入 10% 長期キャピタルゲイン 28 20%	個人所得税 所得税最高税率 50 28% 所得税区分 14 2段階 共稼ぎ控除 廃止 長期キャピタルゲイン 20 28%	個人所得税 所得税最高税率 72 51% 資本所得税 30% 比例税率 利子・ロス控除制限 フリッジ・ベネフィット課税強化
	法人税 加速度償却導入 3~15年 投資税額控除拡充 研究開発費控除導入 25% セーフハーバーリース導入	法人税 法人税率 46 34% 加速度償却 最大15 31年 投資税額控除 廃止 ・ミニマム課税 add-on AMT	法人税 法人税率 57 30% 投資準備金 廃止 消費課税他 付加価値税 課税品目拡大 環境税 導入

2 米国及びスウェーデンの抜本的税制改革の検証

税制改革を評価するにあたっては、以下の点がポイントになる。ここでは、米国の81年・86年税制改革(ERTA81及びTRA86)、及び91年スウェーデンの税制改革を対象に、抜本的税制改革の評価を行った。

税制改革が経済的・社会的背景にどう位置付けられているか
政府の政策体系全体に位置付けられているか
税制改革に貫徹する理念ないし原則は明確か
税制改革の具体的内容が目的に即してどう設計され、実施後にどのような効果を持ったか
税制改革の政策決定プロセスについて、どこが主導し、どのような議論や調整を経て改革案の成立に至ったか

(1) 税制改革が経済的・社会的背景にどう位置付けられているか

- ・ 米国81年改革-----70年代からのスタグフレーションによる経済の疲弊、インフレによる税負担の累増感、歳出の膨張などが背景。
- ・ 米国86年改革-----81年改革のもたらした税負担の不公平感や資源配分の歪み等に対する不満が主たる背景。「双子の赤字」の発生や産業の国際競争力の低下も当時の政策課題。
- ・ スウェーデン-----高福祉高負担社会の中で、高い限界税率への批判や租税回避行動の横行、非中立的な税制による投資等経済行動への歪みなどが主たる背景。なお、改革と前後して、いわゆるバブル経済崩壊、金融危機が発生。

(2) 政府の政策体系全体に位置付けられているか

- ・ 米国81年改革-----歳出削減、規制緩和等と併せ、供給サイドの強化のための政策展開(レーガノミックス)の一環として実施。
- ・ 米国86年改革-----引き続きレーガノミックスを推進しつつ、ドル高修正を行うとともに、経済の活性化及び81年改革による税制の歪みの是正のため、中長期的観点から中立的な税制の構築を実施。
- ・ スウェーデン-----地方分権、行財政改革、年金改革といった一連の改革の中で併行して実施。

(3) 税制改革に貫徹する理念ないし原則は明確か

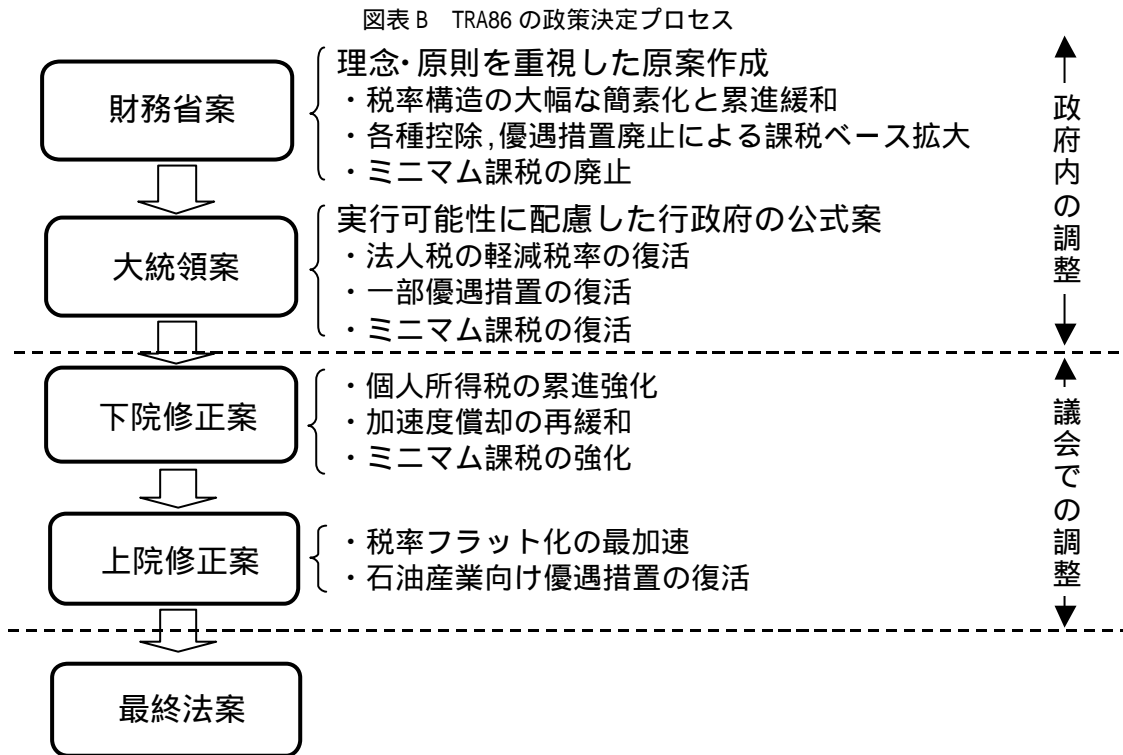
- ・ 米国 81 年改革----経済の活性化を最優先課題とし、政策的に促進税制を多く導入。
- ・ 米国 86 年改革----「公平・簡素・経済成長」を原則として、中長期的観点から中立的な税制の構築。
- ・ スウェーデン----「公平性・統一性・簡素・中立」の原則の下に、歪みの少ない効率的な税制へ改革。

(4) 税制改革の具体的内容が目的に即してどう設計され、実施後にどのような効果を持ったか

- ・ 米国 81 年改革----税率引下げとともに投資促進税制を始めとする政策減税措置を導入し、個人及び企業に対する大規模な減税を実施。労働供給や設備投資の促進にある程度の効果を持った可能性がある反面、資源配分の歪みや財政赤字の大幅な拡大を誘発。
- ・ 米国 86 年改革----控除制度や優遇措置等を縮小・撤廃して課税ベースを拡大する一方、税率の引下げ及び税率構造の簡素化を実施。資源配分の歪みを解消し、構造改革へ寄与したことへの評価がなされている。
- ・ スウェーデン----米国 86 年改革と同様に、優遇措置等の縮小・ループホールの排除による課税ベースの拡大と、税率の引下げを実施。その主たる手段として、二元的所得税を導入（後述）。経済活動に対する歪みを是正し、より中立性の高い税制を実現。一時財政赤字拡大の一因となったが、90 年代後半以降黒字基調に。

(5) 税制改革の政策決定プロセスについて、どこが主導し、どのような議論や調整を経て改革案の成立に至ったか

・米国 86 年改革----- 簡素・公正・経済成長の原則を掲げ、 その下で政策担当者が完成度の高い原案を作成し、 これを政府内及び議会での活発な論議に付して修正・調整を進め、成案を得るといふ政策決定プロセスを採用 (図表 B)。



参考：二元的所得税制

二元的所得税は、総合所得課税の原則から離脱して、所得を勤労所得と資本所得に二分し、前者には累進課税を、後者には前者の最低税率と等しい税率で比例課税。また、法人税は資本所得課税と同一の税率で課税(図表C)。

90年代に北欧諸国が、寛大な利子・ロス控除による租税裁定の制限のため、税制改革の一環として導入。

二元的所得税は、経済理論的には効率性のみならず中立性及び公平性の観点からも一定の合理性を有していることが示されている。

総合所得課税では、すべての源泉の所得を等しく扱い、一括して捕捉してその合計に対して累進課税。

図表C 二元的所得税(概念図)

